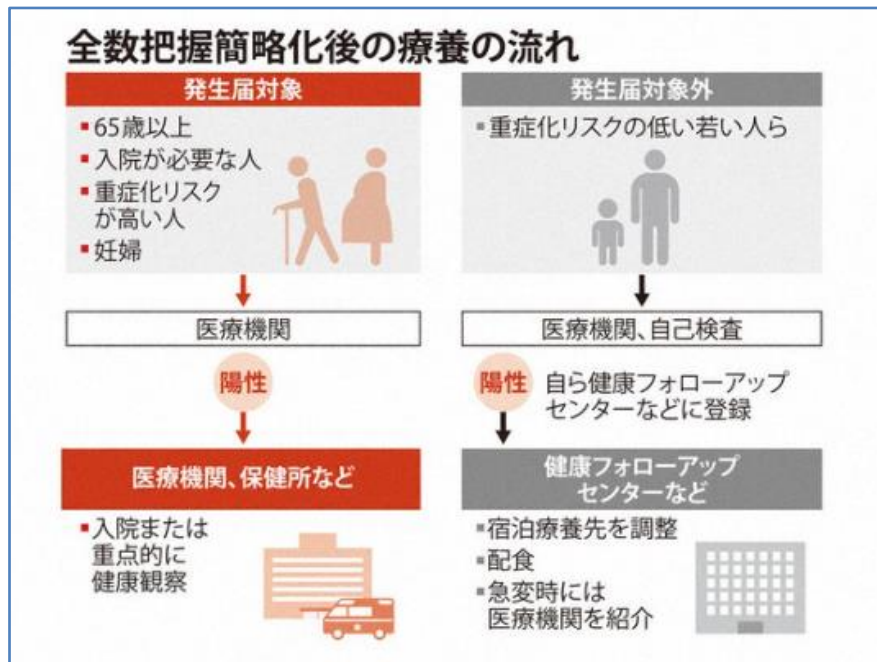


コロナ全数把握見直しで手続きはどう変わる 保険金の対象も限定

2022/09/28 毎日新聞



感染症法に基づき、新型コロナウイルスの陽性者全員の発生届を作成する「全数把握」の対象が26日から全国一律で見直された。対象外の人がかこれまで受けられていたサポートや手続きはどう変わるのだろうか。【秋丸生帆】

発生届の対象を65歳以上などに限定

全数把握の見直しによって、これまで陽性者全員について作成されていた発生届の対象が、65歳以上の高齢者▽入院が必要な人▽重症化リスクがあり投薬治療などが必要な人▽妊婦——に限定される。これまでは陽性判定を受けた全員について、医療機関などが発生届を提出し、保健所による入院調整や健康観察、配食サービスなど支援の対象になっていた。今後、対象外の人についてはこれらが適用されない。

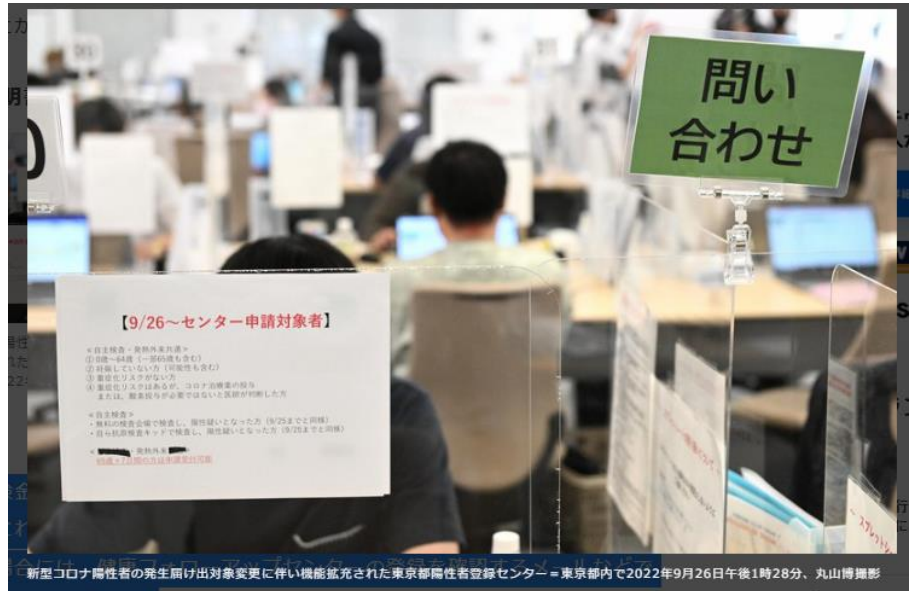
対象外の人でも、症状に不安がある場合は、都道府県が医師を常駐させて運営する「健康フォローアップセンター」（名称は自治体により異なる）などに連絡・登録すれば、体調悪化に備えた健康相談や配食サービスなどの支援を受けることができる。各都道府県が体制の強化に努めているところだ。

療養証明書の対象も変更

新型コロナに感染して自宅で療養する「みなし入院」の場合、これまでは医療機関などから発行される療養証明書で療養を証明できれば保険契約に基づく保険金を受け取ることができた。全数把握の見直しと同時に、療養証明書の対象も65歳以上の高齢者などに限定され、発生届の対象外の人については、療養証明書の発行も取りやめになる。金融庁が1日付で各保険会社に対して、保険金請求の必要書類に療養証明書を含めないよう求めているが、療養証明書はこれまで職場での欠勤報告などにも用いられてきた。どうしても証明が必要な場合には、健康フォローアップセンターの登録を確認するメールなどで代用できることがある。

広がる陽性者登録センター設置

全数把握の見直しに伴って全国で医療機関を通さずオンラインで感染を登録できる「陽性者登録センター」（名称は自治体によって異なる）の設置が広がっている。従来はPCR検査か抗原検査の結果と医師による確定診断を経て陽性者と判定されていたが、患者本人が自治体の専用ホームページで抗原検査キットの画像データなどを入力すると、医師が情報をもとに陽性の確定診断をしてくれる。この結果を自治体の健康フォローアップセンターに登録することが可能だ。



全国にある無料検査場でのPCR検査や抗原検査の結果のほか、自分で入手した抗原検査キットの結果も陽性者登録センターの登録に利用できる。

自分で入手したキットを利用する場合は、「医療用」の抗原検査キットが必要だ。自分で購入するほかに、自治体に請求したり、自治体の指定配布場所で入手できたりする。医療用の抗原検査キットとは、国の承認を受けて性能が保証されているキットのことで、「体外診断用医薬品」などの表示がある。性能が保証されていない「研究用」とは異なるため注意が必要だ。昨年秋から薬局などで購入が可能になり、8月末からはオンライン販売が解禁されている。

対応分かれる自治体 独自制度導入も

神奈川県では、重症化リスクの低い人が抗原検査キットなどで陽性が判明した場合、自分で県のオンラインシステムに登録すれば、医療機関の診断を受けずに療養を始められる独自の自主療養届出制度を導入。感染症法上の感染者とは異なる位置づけの陽性者として登録されていた。これは、全数把握の見直しを受けて廃止し、陽性者登録センターに一本化。これまで保険金請求などでも活用していた「自主療養証明書」も廃止する。

同様に自主療養届出制度を運用していた兵庫県と愛媛県はこれまで通り運用を続ける方針だが、オンラインでの確定診断を行う陽性者登録センターも併用する方針だ。証明書の発行は続けるが、保険金請求には使えない見込みだ。

兵庫県と愛媛県の自主療養届出制度では、感染症法上の感染者とは扱われないため、宿泊療養や保健所につながる健康観察など自治体のサポートは受けることができない。体調が悪化して自宅療養を続けられない場合や配食などのサービスを利用したい場合は、専用の窓口で連絡して取り扱いを変える必要がある。